



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

12月議会

「指定管理」議案 7本

安城市が有する公共施設において、日ごろの管理・運営を民間に委ねる「指定管理」に関する議案が、12月議会では7本提出される見込みとなりました。7～9日にかけて行われた各党派への説明会の中で明らかになりました。指定管理者制度は、管理・運営を民間に委ねることで官が行うよりも安く、より質の高いサービスが提供できるとされ、近年は導入される施設が増えています。

今回提出されるのはいずれも、管理・運営を任せる法人(指定管理者)を定める内容の議案です。対象となる施設は、①高齢者生きがいセンター、②産業文化公園及び道の駅デンパーク、③安祥城址公園、歴史博物館、市民ギャラリー及び埋蔵文化財センター、④安祥閣、⑤丈山苑、⑥有料駐車場、⑦柿田公園及び里緑地 の7施設です。指定期間は原則5年とされていますが、近い将来における存廃が不透明な⑤丈山苑、今回新たに指定管理者に委ねることになる⑦柿田公園及び里緑地 については3年とされています。

市は指定管理制度の利点を強調しますが、安さのシワ寄せが人件費の削減に結びつくこと、3～5年ごとに管理・運営を行う法人が変わり得ることによる弊害も少なくありません。「民間はより優れている」という神話に疑いの目が向けられることはなく、一度、指定管理者制度が導入された施設は3～5年後に新たな指定先を、「A社とB社、どちらが良いか」と民間同士を天秤にかけることはあっても、市による直営方式が再びその土俵に上がることはありません。

これは、指定管理者となる民間企業や、そこで働く人を否定するものではなく、制度そのものへの批判です。しかし、根強い民間神話も影響してか、負の側面に目を向けようとする動きは限定的です。12月議会では、こうした流れに楔を打ち込むことが求められます。

石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南
電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp

編集：石川つばさを支援する会